

法制化後初の申告期限を 2021 年 2 月に迎えた Reportable Scheme



2021年2月 TAX NEWS 2021 #002

BEPS アクションプラン 12 に対応する為の 2020 年度税制改正項目の一つであった Reportable Scheme に関し、2020 年度 RMF 第 3 修正において申告情報の詳細等が規定されました。更に、2021 年に入り最初の申告期限である同年 2 月末が迫っていた中でアップデートが発表されています。

1. 2020 年税制改正で規定された Reportable Scheme の概要

法人又は個人の税務コンサルタントはメキシコで税務的な恩恵を直接又は間接に享受するスキームや取引についてのアドバイス・計画・実行等で関わった場合には、そのスキーム等に関する情報申告書の提出義務があります。税務コンサルタントがいない、又はメキシコ国外に所在する等の場合にはそのスキーム等を行う納税者に報告義務があります。なお、報告義務があるにも拘らずこれを怠った場合は罰金も設定されている為、留意が必要です。

Reportable Scheme に該当する報告内容は主に以下の通りです。

- o 繰越欠損金を移転させる取引
- 租税条約により非居住者がメキシコ又はその所在地国で課税されない取引。又、 非居住者の所在地において当該取引が非課税若しくは低税率でしか課税されない 取引。
- o 関連者との取引で以下のような取引
 - 評価困難な無形固定資産の移転
 - 資産、機能、リスクの移転を伴わない組織再編で、当該組織再編の結果と して納税者の営業利益を 20%以上減少させるような取引
 - 対価を伴わない資産や権利の譲渡又は一時的な使用許諾、無償のサービス 提供等

Salles Sainz Grant Thornton

- o PE 認定を回避する取引
- o 全部または一部償却済資産の関連者への譲渡取引
- o 税務上の繰越欠損金の期限切れ間際において課税所得を発生させる取引
- o 配当に係る源泉税 10%を回避する取引
- o 会計と税務上の認識が 20%以上乖離する場合

2. RMF2020 第三修正により追加された申告情報

2020 年 11 月 18 日に発表された RMF2020 の第三修正にて Reportable Scheme の申告書と申告すべき詳細情報等が追加されました。

Reportable Scheme は、全ての納税者又はグループ内において幅広く適用出来る「汎用節税スキーム」と、納税者固有の税務環境に合わせて企画・商品化・組織化・適用・運用される「個別節税スキーム」の2つに分類され、それぞれに関して以下の情報を申告する必要があります。

汎用節税スキームの報告事項

- o 計画、プロジェクト、提案、アドバイス、指示、提言等の実施に係る商流図。 対象国・地域やその取引の説明を含む。
- o スキーム実施の経緯と背景の説明
- o スキームを構成する取引の詳細説明
- o スキーム実施の動機と税務メリットを享受する納税者
- o スキームを構成する取引の一連の流れ

個別節税スキームの報告事項

- o 前述の汎用節税スキームの全項目
- 。 スキームを構成する各取引の実施日又は実施予定日、及び、各取引額又は取引 予定額
- 海外及びメキシコ国内の個人・法人からのアドバイスにより納税者が個別スキームの税務メリットを享受する場合は、その個人・法人のコンサルタントに関



する詳細(名称、タックス ID、居住地国、事業内容、住所、法人の場合は設立 国・地域と居住地国・地域)

- o 該当する個別スキームに関連者を含む場合はその情報
- o 納税者が税務メリットを享受する又は期待される個別スキームを実施する事業 上の必要性や動機
- 3. 2021 年に入ってからの省令によるアップデート

2021年2月2日DOF発表の大蔵公債省令にて、Reportable Scheme としての報告対象に 金額基準が設けられました。個別節税スキームに関しては、その得られる又は期待される 税務メリットが一億ペソを超える場合にのみ報告義務が発生します。複数の個別スキーム を合わせて利用する場合には合計の税務メリット額が一億ペソを超過するかどうかで判断 します。一方、汎用スキームについては金額基準が無い為、全て報告対象となります。

以上、本件に関するご相談やご質問等ございましたらお気軽にお問合せください。

問い合わせ先:

日系企業グループ

(メキシコシティ)

(ケレタロ)

比留川 茜

稲垣 達也

E: Akane.Hirukawa@mx.gt.com E: Tatsuya.Inagaki@mx.gt.com

T: +52 (55) 54 24 65 00 ext.1225 T: +52 (442) 229 1543

※現在完全ホームオフィスにつき、お問合せは上記メールアドレス迄。

